

8月から高額療養費制度が見直されました

問 町民課 国保給付係 ☎ 025 - 784 - 3453

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

令和8年8月から、下の表のように変わりました。

令和8年8月からの上限額(69歳以下)				
所得区分		3回目まで	4回目以降	年間上限
所得 901万円超	ア	270,300円 + (医療費-901,000円) ×1%	140,100円	1,680,000円
所得 600万円超 901万円以下	イ	179,100円 + (医療費-597,000円) ×1%	93,000円	1,110,000円
所得 210万円超 600万円以下	ウ	85,800円 + (医療費-286,000円) ×1%	44,400円	530,000円
所得 210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	エ	61,500円	44,400円	530,000円
住民税 非課税世帯	オ	36,900円	24,600円	290,000円

令和8年8月からの上限額(70歳～)			
所得区分	現役並み		年間上限
	Ⅲ 課税所得 690万円以上	Ⅱ 課税所得 380万円以上	
Ⅲ 課税所得 690万円以上	270,300円 + (医療費-901,000円)×1% 4回目以降140,100円	1,680,000円	
Ⅱ 課税所得 380万円以上	179,100円 + (医療費-597,000円)×1% 4回目以降93,000円	1,110,000円	
Ⅰ 課税所得 145万円以上	85,800円 + (医療費-286,000円)×1% 4回目以降44,400円	530,000円	
一般 課税所得 145万円未満	22,000円 年間の上限216,000円	61,500円 4回目以降44,400円	530,000円
住民税非課税 Ⅱ 住民税 非課税世帯	11,000円 年間の上限96,000円	25,700円 4回目以降24,600円	290,000円
Ⅰ 住民税非課税世帯 所得が一定以下	8,000円	15,700円	180,000円

町営東山住宅入居者募集

問・申 建設課 維持管理係 ☎ 025 - 784 - 4852

世帯用2戸の入居者を募集します

- 入居資格**
- 湯沢町に住所または勤務場所がある人
 - 現に住宅に困窮している人
 - 町税および町使用料等の未納がないこと
 - 暴力団員でないこと
 - 各種入居資格要件に該当する人
 - 収入基準に適合している人

- 提出書類**
- 町営住宅入居申込書
 - 住民票の写し
 - 申請人および連帯保証人の収入額を証する書類(所得証明書等)
 - 納税証明書
 - 入居資格要件に該当することがわかる書類
- ※提出書類は返却いたしません。

募集戸数	町営東山住宅 2戸※1 (401号室、403号室)
所在地	湯沢町大字神立 4124番地 9
構造等	昭和60年築 高床式 RC 3階建
敷金	50,000円
家賃月額	19,800円※2

※1 単身者は応募できません。

※2 世帯の所得額によって異なります。

申込等 8月24日(月)～9月4日(金)
(ただし土曜・日曜・祝日は除く)
午前8時30分～午後5時まで

※詳細は、上記電話番号までお問合せください。

受付方法 建設課維持管理係に提出書類をご持参ください。

選考方法 入居資格審査後に選考審査を行い、必要に応じて抽選会により決定します。

3歳児健診 虫歯☺のおともだち

★林 燈生 さん (上熊野) ★南雲 心太 さん (中里) ★山口 翠 さん (西山)
★大本 実小葉 さん (宮林) ★南雲 紫衣 さん (中子) ★組橋 汀 さん (小原)

これからも
歯を大切に!

